

# 橿原市地域防災計画 【概要版】

## 計画の目的と目標

橿原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、橿原市防災会議において決定される計画です。

本計画は、“市民と共に防災協働社会を実現し、安全で安心して暮らせる街「かしはら」を目指すこと”を目的とし、“市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護すること”を目標としています。

## 修正の背景

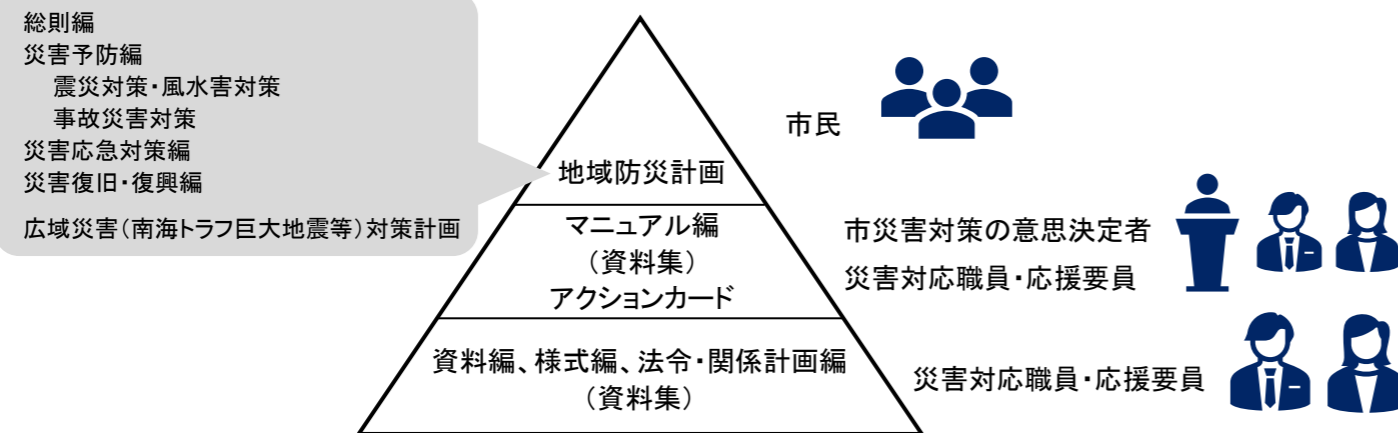
本市の地域防災計画は、平成23年の紀伊半島大水害や東日本大震災を踏まえた災害対策基本法の改正、国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正等に基づき、平成29年3月に見直したものが現行計画となっています。

国では、各地で発生した災害を教訓として、防災・減災対策の強化に資する「防災基本計画」を概ね毎年改訂しています。

本市においても、災害に関連する各種法律の改正内容や、国・県の防災計画の改正内容をふまえ、本市のさらなる防災・減災対策の推進に向けて、現行の地域防災計画を改訂します。

## 橿原市地域防災計画の構成

橿原市地域防災計画の使い方は、下記のとおりとなります。



**市民**  
 橿原市地域防災計画の本編は、主に幅広く市民のみなさまがご覧になることを想定しています。  
 この計画により、市が行う災害に対する備えや災害時の活動について理解が深まることや、「市民のみなさまへ」欄記載の内容を参考に具体的な対策を講じていただくことを期待します。

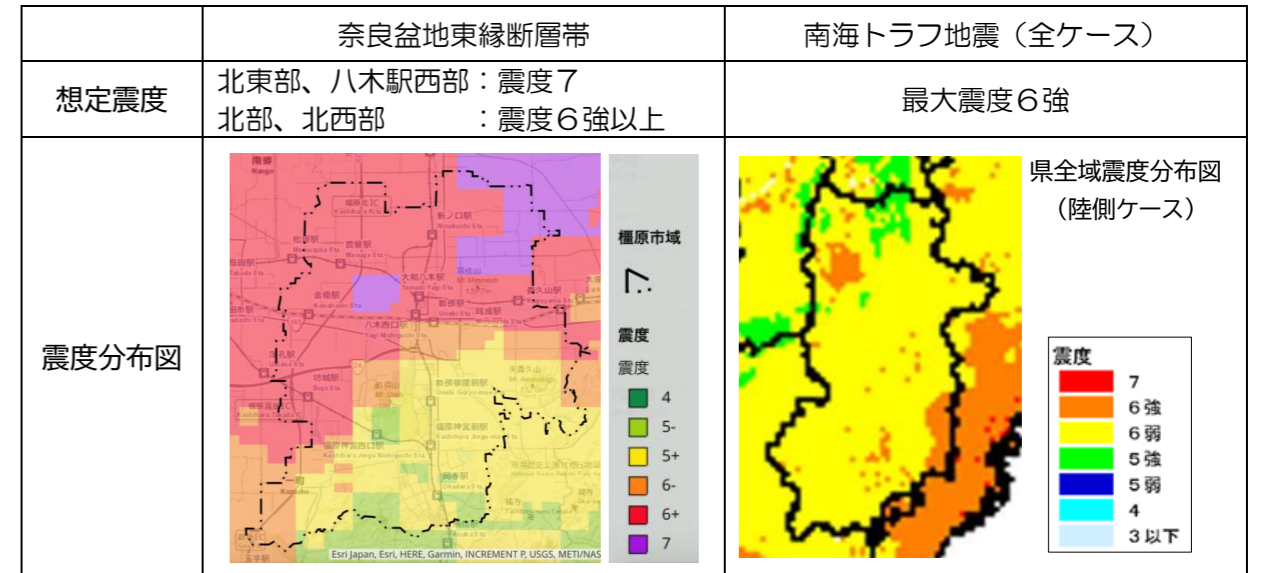
**市災害対策の意思決定者**  
 この計画により、多岐にわたる災害対策の枠組みや概要を把握して、災害時における全体的な活動方針を速やかに意思決定します。

**災害対応職員・応援要員**  
 災害時に実務を担う職員は、個別の活動についてまとめられたマニュアルを併せて参照します。

## 計画の前提条件

### 地震災害

想定する地震は内陸型地震と海溝型地震とします。  
 内陸型地震では、本市に最も大きな影響を及ぼすと想定される「奈良盆地東縁断層帯」、海溝型地震は南海トラフ巨大地震とします。



南海トラフ地震震度分布図出典：地震モデル報告書(南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会, 令和7年3月31日)

### 風水害

昭和57年7月24日に日本の南東海上で発生した台風第10号では、本市のほぼ全域で総雨量が約350mmとなり、川西町、坊城駅北側、八木駅周辺、寺田町、曲川町、新賀町、新ノロ駅東側、常盤町から十市町にかけての地域で浸水が発生しました。  
 今後、この台風と同様の雨量となった場合には、多数の家屋が床下浸水以上となり、5,300トンにのぼる水害廃棄物が発生、被災者数は1万1千人と予想されます。

## パブリックコメントでの意見

**大人・企業からのご意見**

- ▶ 災害時のトイレ整備は予定されていますか
- ▶ 耳の聞こえない人にも防災情報が理解出来るシステムの構築
- ▶ 避難所運営などに、女性も積極的に関わる
- ▶ 多様な視点を取り入れた避難所運営を明記
- ▶ 避難所リーダーになる人には「LGBTQ+」についての知識を持ってほしい
- ▶ 誰もが困りごとを相談しやすい体制が必要
- ▶ 調理、掃除などの公平な作業分担 など

**子どもからのご意見**

- ▶ 防災についてもっと知りたい
- ▶ 避難訓練の実施
- ▶ 困りごとを持った人それぞれに合わせた避難所や支援方法を整えておく
- ▶ 近所の人と協力することが大切
- ▶ 強い骨組みのある家や建物を建てる
- ▶ 空き家問題を解決する
- ▶ 防災用品を増やしてほしい
- ▶ 知的障害者とその家族向け福祉避難所が必要